



廃掃法施行令の改正閣議決定 環境省

平成16年9月24日の閣議で(1)「改正・廃棄物処理法」の施行期日を定める政令と(2)廃棄物処理施行令の改正が決定される見込みとなりました。

(1)は、16年4月28日に公布された「改正・廃棄物処理法」の施行日を決めるもので、新たに規定された「指定有害廃棄物」や事故時の措置を届け出なければならない廃棄物処理施設に関する部分については16年10月27日、廃棄物が地下にある土地の形質変更の届出に関する部分については17年4月1日から施行としています。

一方(2)は(一)「指定有害廃棄物」を硫酸ピッチと特定し、その保管、収集、運搬、処分基準を定めるとともに、(二)事故が発生した場合、都道府県への届け出などの措置を講じなければならない廃棄物処理施設の指定、(三)廃棄物の熱分解を行う場合の処理基準の設定、(四)浸出液による公共水域・地下水汚染防止目的での汚染廃棄物埋立処分基準明確化、(五)産廃運搬車での用途表示・必要書面備え付けの義務化などの内容を規定しました。

この施行令の公布は16年9月29日、施行は(一)(二)については16年10月27日、(三)(四)(五)については17年4月1日の予定です。

資料2004年9月22日付 EIC ネット

機器分析箇所 豎山由美

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 酵素標識免疫測定法による簡易分析技術の実証試験要領 環境省
2. 海洋環境モニタリング調査結果 14年度 環境省
3. ダイオキシン類措置法に基づく測定の結果 15年度 埼玉県
4. SPM 環境基準達成率 15年度 環境省
5. 有害大気汚染物質測定調査結果 15年度 環境省
6. ダイオキシン類排出量状況調査 東京都
7. 特殊肥料の品質表示基準改正案 農水省
8. 電子機器のRoHS指令中小企業3割に影響
9. 船舶の大気汚染防止対策強化 国交省
10. 組合員の排水測定実施 全鍍連

食の安全・安心条例 埼玉県

平成16年9月1日施行

県、農林漁業関連事業者、食品等事業者、そして県民(消費者)のみならず「食の安全・安心」を築く「埼玉県食の安全・安心条例」ができました。

【条例の特色】

1. 県民参画と関係団体との協働を進めます。
2. 安全・安心を一層高める取組を進めます。
3. 食育を進めます。

【県の責務】

総合的かつ計画的に施策を推進すること。
食品の生産から消費に至る一連の行程の各段階に応じ、適切に施策を講じること。

【農林漁業関連事業者及び食品等事業者の責務】

食の安全・安心の確保に関して第一義的な責任を有していることを十分認識して、事業活動を行わなければならないこと。
県民の信頼を損なうことのないよう万全の注意及び責任を持って、食品の表示をしなければならないこと。

正確かつ適切な情報の公開に努めなければならないこと。

食の安全・安心を一層高める事業取組を行うよう努めること。

県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力しなければならないこと。

【県民の役割】

食の安全・安心の確保に関する知識を理解を深めること。

県の施策に対し意見を表明する等自ら参画して食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすように努めること。

資料:埼玉県健康福祉部食品安全企画室

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/B400/topeegi.htm>

機器分析箇所 豎山由美

お知らせ

10月19日(火)~20日(水)「彩の国 ビジネスアリーナ2004」(埼玉県ビジネス情報交流会)が開催されます。当社の土壌汚染に関する総合的サポートシステムの紹介を致します。是非当社のブースへお越し下さい。(場所:さいたまスーパーアリーナ 時間:10:00 ~ 17:00 入場無料)

事業内容

1. 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
2. ダイオキシン類に係る濃度計量証明
3. ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
4. 水道法第20条に基づく水質検査
5. 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
6. 労働衛生管理に伴う作業環境測定
7. トータルサニテーション管理
8. 委託試験・研究・開発



古紙配合率100%再生紙を使用しています